

亀山市空家等対策の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第20号

亀山市空家等対策の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市空家等対策の推進に関する条例施行規則（平成28年亀山市規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(亀山市空家等対策協議会)</p> <p>第2条 条例第8条第1項に規定する亀山市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>[(1) ~ (3) 略]</p> <p>[2 ~ 4 略]</p> <p>[条を削る。]</p>	<p>(亀山市空家等対策協議会)</p> <p>第2条 条例第8条第1項に規定する亀山市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の委員は、市長のほか、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>[(1) ~ (3) 略]</p> <p>[2 ~ 4 略]</p> <p><u>(指導)</u></p> <p>第3条 <u>条例第10条第1項の規定による指導は、管理不全状態の空家等に対する指導書（様式第1号）により行う</u></p>

<p>[条を削る。]</p> <p>(緊急安全措置)</p> <p><u>第3条</u> <u>条例第10条第1項</u>に規定する必要最小限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>[（1）～（4） 略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 前項の規定により緊急安全措置を講ずることを命じられた者は、その身分を示す空家等緊急安全措置従事者証（<u>様式第1号</u>）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 <u>条例第10条第2項</u>の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書（<u>様式第2号</u>）により行うものとする。</p> <p>(その他)</p> <p><u>第4条</u> [略]</p>	<p><u>ものとする。</u></p> <p><u>(勧告)</u></p> <p><u>第4条</u> <u>条例第10条第2項</u>の規定による<u>勧告は、管理不全状態の空家等に対する勧告書（様式第2号）により行うものとする。</u></p> <p>(緊急安全措置)</p> <p><u>第5条</u> <u>条例第11条第1項</u>に規定する必要最小限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>[（1）～（4） 略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 前項の規定により緊急安全措置を講ずることを命じられた者は、その身分を示す空家等緊急安全措置従事者証（<u>様式第3号</u>）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 <u>条例第11条第2項</u>の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書（<u>様式第4号</u>）により行うものとする。</p> <p>(その他)</p> <p><u>第6条</u> [略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

様式第1号及び様式第2号を削る。

様式第3号中「（第5条関係）」を「（第3条関係）」に、「第11条第1項」を「第10条第1項」に、「 年 月 日発行」を「 年 月 日発行（ 年 月 日まで有効）」に、「第11条 市長は」を「第10条 市長は」

に、「第5条（略）」を「第3条（略）」に、「（様式第3号）」を「（様式第1号）」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第4号中「（第5条関係）」を「（第3条関係）」に、「第11条第1項」を「第10条第1項」に改め、同様式を様式第2号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の亀山市空家等対策の推進に関する条例施行規則の様式により既に交付されている空家等緊急安全措置従事者証は、この規則による改正後の亀山市空家等対策の推進に関する条例施行規則の様式により交付された空家等緊急安全措置従事者証とみなす。